

静岡県告示第71号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月10日

静岡県知事 川勝平太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行御殿場西支店の項所在地の欄中御殿場市川島田1482番地の6を御殿場市茱萸沢1302番地の1に改める。

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中「スルガ銀行伊東駅支店」を「スルガ銀行松崎支店
スルガ銀行伊豆稲取支店
スルガ銀行伊東支店
スルガ銀行伊東駅支店」に改め

「スルガ銀行沼津岡宮支店」を「スルガ銀行沼津岡宮支店
スルガ銀行富士支店」に改める。

2の(2)のウの表スルガ銀行株式会社松崎支店、スルガ銀行株式会社伊豆稲取支店、スルガ銀行株式会社伊東支店、スルガ銀行株式会社富士支店、スルガ銀行株式会社磐田支店の項を削り、スルガ銀行株式会社浜松支店の項所属の公金収納店の欄中

「スルガ銀行袋井支店」を「スルガ銀行袋井支店
スルガ銀行磐田支店」に改める。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社伊東駅支店の項の前に次のように加え

スルガ銀行株式会社松崎支店	賀茂郡松崎町江奈228番地の3		
スルガ銀行株式会社伊豆稲取支店	賀茂郡東伊豆町稲取1699番地の11		
スルガ銀行株式会社伊東支店	伊東市竹の内1丁目4番3号		

同表スルガ銀行株式会社沼津岡宮支店の項の次に次のように加え

スルガ銀行株式会社富士支店	富士市本町8番9号		
---------------	-----------	--	--

同表スルガ銀行株式会社袋井支店の項の次に次のように加える。

スルガ銀行株式会社磐田支店	磐田市今之浦三丁目1番11号		
---------------	----------------	--	--

附 則

この告示は、平成29年2月13日から施行する。